

【ハーモニー・ライフ会則】

第1条 会の名称

本会の名称は：ハーモニー・ライフ（大腸腺腫症患者および家族、協賛者の会）とする。

第2条 会の構成

本会の趣旨に賛同する患者本人、患者の家族、医療関係者等によって構成する。

第3条 会の目的

本会は会員相互の交流、情報交換、励まし合いにより、会員の苦しみ・悩みなどを少しでも改善し、前向きな生活を目指し、さらに、病気（大腸腺腫症）に関する正しい情報を広く社会に公開していくこと目的とする。

第4条 会の運営

本会の運営に関しては、会員相互のプライバシーの尊重・保護に十分注意し、次のことを行う。

- ①総会の開催
- ②体験談などの研修会の開催
- ③会報などの発行
- ④広報活動
- ⑤お互いの体験を通して、手術前・手術後の患者および家族へのアドバイスや相談
- ⑥会員相互の親睦を目的とした親睦会、宿泊旅行などの実施
- ⑦その他、会の目的に必要なと思われる行事

第5条 入会

本会に入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局に提出し、随時入会することができる。

第6条 退会

- ①会員の申し出により、いつでも退会できる。
- ②既納の会費などは返還しない。
- ③本会は、会員としてふさわしくない行為を行った者を、総会の承認を得て除名することができる。

第7条 会の組織

- ①本会には、幹事若干名、会計監査などの役員を置く。
- ②幹事などの役員は総会によって選出する。
- ③役員の任期は1年とし、再選を妨げない。
- ④役員は運営委員会を組織し、本会の事務運営を行う。

第8条 総会・臨時総会

- ①総会は会員で構成する。
- ②議決は出席者の2／3以上の賛成で成立する。尚、欠席の場合、文書により議決権を行使することができる。
- ③総会では以下のことを決定する。
 - (1) 前年度の行事報告および会計決算
 - (2) 次年度の行事計画および予算
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他、本会の運営に関する事項
- ④総会は運営委員会が必要と認めたとき、会員の1／3以上から要求があった場合に開催する。

第9条 会計

- ①本会の会計は、年会費、臨時会費および寄付金等でまかなわれる。
ただし、同居家族が会員になる場合、年会費は1名分とし、議決権も1家族1票とすることができる。
- ②年会費：2000円
- ③各行事に必要な運営経費等をまかなうために必要に応じて参加費を徴収する。
- ④会計年度は4月1日より翌年3月末とする。
- ⑤本会の趣旨に賛同し、本会を財政的に援助する個人および団体を賛助会員とし、年会費は一口1000円とする。ただし、賛助会員には議決権はないものとする。
- ⑥年会費の納入は総会出席時または振り込みで納入する。ただし、新入会員は入会時に納入すること。

第10条 細則

この会則に定めるもののほか、本会に必要な細則は運営委員会で定める。

付則 この会則は、平成10年7月12日の設立総会に併せて施行する。

会員管理事務局

連絡先 〒160-8582 東京都新宿区信濃町35

慶應義塾大学看護医療学部 武田祐子 E-mail: takeday@sfc.keio.ac.jp